

事業概要シート

施策	0102	親と子の健康増進	《》の金額	現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く
事業名	出産・子育て応援事業	現状維持	予算額	108,360 千円
事業期間	令和4年度	～	《	99,147 》千円
根拠法令要綱等	出産・子育て応援交付金交付要綱 子ども・子育て支援法第10条の2 児童福祉法第6条の3第22項	財源内訳	国庫支出金	88,477 千円
			県支出金	6,085 千円
			地方債	千円
			その他	63 千円
			一般財源	13,735 千円

【事業の目的・概要・対象】

【目的】

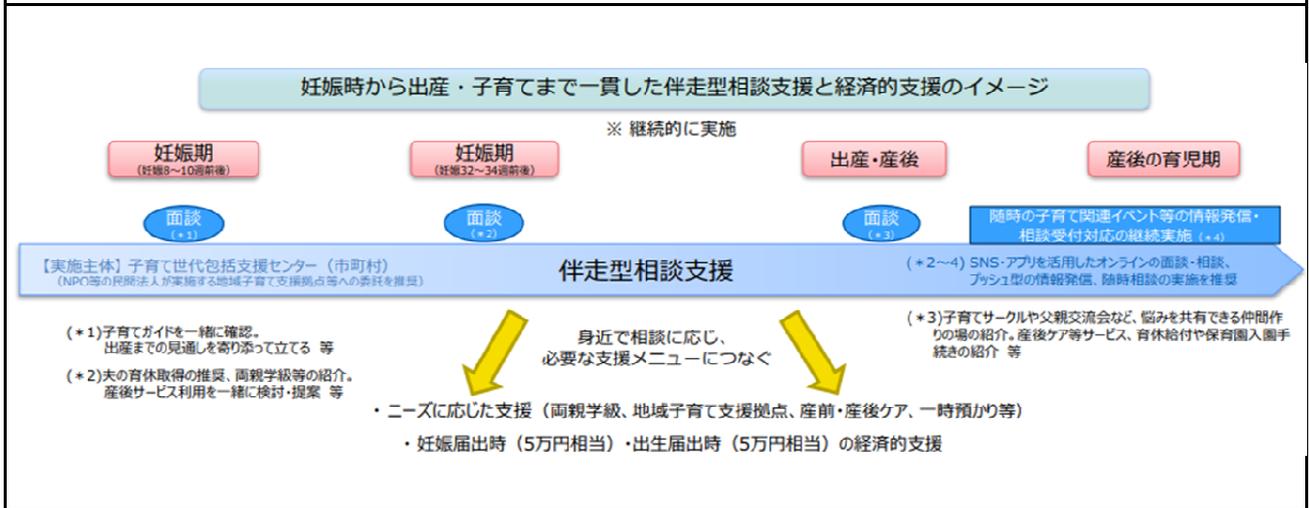
全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出産の届出等を行った妊婦・子育て世帯等に対し、給付金を支給する。

【概要・対象】

- ① 伴走型相談支援
妊娠届出、妊娠8か月頃（希望者）、出生後の面談の実施。
面談後の情報発信、随時の相談受付、アンケートの実施等
- ② 妊婦支援給付金（出産・子育て応援ギフト）
 - ・ 出産応援ギフト、子育て応援ギフトの給付
 - ・ 妊婦支援給付金（1回目・2回目）の給付
 - ・ 現金5万円または地域通貨ゆでび52,500円分の選択制
- ③ 子育て支援アプリ保守委託経費

<令和7年度制度改正>

- ・ 従来の予算事業が制度化され「出産・子育て応援給付金」から「妊婦のための支援給付」に変更
- ・ 給付額の算定基礎は、「妊娠届出をした妊婦及び出生児童数」から「妊娠している者及び妊娠している胎児の数（流産等含む）」に変更
- ・ 給付対象者は、「妊婦及び養育者」から「妊婦給付認定者」に変更



【背景】

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援するため、国の令和4年度2次補正予算において当該交付金が創設された。

担当課	こども未来部こども家庭課	課長	石丸 博子
担当者	塚原 賢修	問合せ先	0957-54-9100（内線170）

事業概要シート

【活動指標】

指標名		単位	R 5 (実績)	R 6 (計画)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)
①	申請者への支給割合	計画値	%	100	100	100	100
②		計画値					

【成果指標】

指標名		単位	R 5 (実績)	R 6 (計画)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)
①	申請者への支給割合	計画値	%	100	100	100	100
②		計画値					

【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	合計
事業費	24,727	158,079	99,147	108,360	108,360	108,360	607,033
国庫支出金	16,466	111,729	61,990	88,477	88,477	88,477	455,616
県支出金	4,116	27,706	15,492	6,085	6,085	6,085	65,569
地方債	0						0
その他	0			63	63	63	189
一般財源	4,145	18,644	21,665	13,735	13,735	13,735	85,659
人件費	364	2,076	3,309	3,309	3,309	3,309	15,675
職員(人)	0.05人	0.25人	0.40人	0.40人	0.40人	0.40人	1.90人
時間外勤務(h)	0h	129h	200h	200h	200h	200h	929h
会計年度任用職員(人)							0.00人
フルコスト	25,091	160,155	102,456	111,669	111,669	111,669	622,708

妥当性 (市の関与)	国の交付要綱により、事業の実施主体は市とされており、見直しの余地はない。
有効性 (施策貢献度)	出産応援ギフトの申請が妊娠届後、子育て応援ギフトの申請が赤ちゃん訪問後になるため、保護者にとっても市にとっても面談する機会が確保でき、支援が必要な世帯の早期発見早期支援につながるため、有効性は高い。
効率性 (コスト)	国の交付要綱により市の負担分が明記されており、補助対象経費のみ計上しているため見直しの余地はない。

1次評価	担当者記載のとおり
2次評価	1次評価のとおり